

道路境界確認証明申請書作成要領

1. 証明申請を行う前に、古川国道維持出張所と道路境界確認の立会いを行ってください。

2. 現地立会について

道路境界確認の立会願い(様式)に關係書類を添付し、1部提出してください。

境界杭の確認は申請箇所から両側1点先の国交省の杭までを確認し、その対向の国交省の杭についても確認を行います。

なお、調査にあたって、現地に境界杭が設置されていない場合は、仮杭等を設置のうえ確認するものとします。

《立会願いに添付する關係書類》

- ・位置図
- ・登記所備付け地図(公図)
- ・土地登記簿謄本
- ・委任状(代理人が立会う場合)

3. 地権者の同意(押印)を得る前に、古川国道維持出張所で図面の確認を受けてください。

4. 道路境界確認証明申請書について

道路境界確認証明申請書(様式)に關係書類を添付し、各2部(1部はコピー可)+申請人必要部数 提出してください。

図面が複数枚になる時は、袋綴じとし割印を押してください。

《証明申請書に添付する關係書類》

- ・委任状
- ・位置図
- ・見取図
- ・現況(実測)平面図
- ・境界杭詳細図(写真)
- ・管轄登記所備付け地図(公図)
- ・土地登記簿謄本
- ・押印部数内訳書

■委任状 : 申請人が代理人による場合添付してください。

■位置図 : 国土地理院発行の縮尺1/25,000、又は1/50,000の地図を添付し、申請箇所を赤線で記入してください。

■現況(実測)平面図:

- ・縮尺は1/250、又は1/500で作成してください。
- ・申請地を黄に着色し、官民境界を赤線で記入し、申請箇所を赤字で引き出してください。
- ・申請地前後1本先までの国道境界杭全ての道路幅員を測量してください。
- ・境界杭の種別を下記凡例を参照のうえ記入してください。
- また、図面に表示する杭にはその所管を表示してください。
- ・分かりにくい場合は詳細図にて表示してください。

凡例

田	コンクリート杭
☒	金属プレート
□	金属鋌
⊗	プラスチック杭等
○	測点

※申請地側の国道不明杭は復元をお願いします。
※対向地に国道境界杭が無い場合は、計算点(国道境界杭)と距離を明示してください。

■境界杭詳細図(写真):

- ・申請地側の杭について作成してください。
- ・現況(実測)平面図作成時、図面上に記載してもかまいません。

■管轄登記所備付け地図(公図):

1部は原本(登記官の認証文があるもの)、もう1部はコピーとします。

■土地登記簿謄本:

国道に接する申請地、及びその両隣の隣接地の登記簿謄本を提出してください。

申請地の登記簿については、1部は原本(登記官の認証文があるもの)、もう1部はコピーとします。

隣接地の登記簿については、原本またはコピーとします。

また、インターネットの「登記情報提供サービス」については、登記官の認証文がないため、対外的な証明書としては利用できないことから、申請地については利用不可としますが、隣接地については利用可能とします。

■隣接地権者の同意

現況(実測)平面図に道路に面している土地所有者の記名押印をしてください。ただし、土地所有者の押印が得られない場合、その理由が真にやむを得ないものと認められる時(遠隔地等)はその理由を附記してください。

国道の公印は隣接地権者全ての同意(押印)を得た後になります。

測量者の記名押印をしてください。